

## 閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和3年3月26日（金）

8：11～8：35

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：菅 義 偉 内閣総理大臣

麻 生 太 郎 国務大臣（副総理，財務大臣，内閣府特命担当大臣）

武 田 良 太 国務大臣（総務大臣）

上 川 陽 子 国務大臣（法務大臣）

茂 木 敏 充 国務大臣（外務大臣）

萩生田 光 一 国務大臣（文部科学大臣）

田 村 憲 久 国務大臣（厚生労働大臣）

野 上 浩太郎 国務大臣（農林水産大臣）

梶 山 弘 志 国務大臣（経済産業大臣，内閣府特命担当大臣）

赤 羽 一 嘉 国務大臣（国土交通大臣）

小 泉 進次郎 国務大臣（環境大臣，内閣府特命担当大臣）

岸 信 夫 国務大臣（防衛大臣）

加 藤 勝 信 国務大臣（内閣官房長官）

平 沢 勝 栄 国務大臣（復興大臣）

小此木 八 郎 国務大臣（国家公安委員会委員長，内閣府特命担当大臣）

河 野 太 郎 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

坂 本 哲 志 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

西 村 康 稔 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

平 井 卓 也 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

丸 川 珠 代 国務大臣（東京オリンピック・パラリンピック担当大臣，内閣府特命担当大臣）

井 上 信 治 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

陪席者：坂 井 学 内閣官房副長官

岡 田 直 樹 内閣官房副長官

杉 田 和 博 内閣官房副長官

近 藤 正 春 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

○一般案件 9 件

○国会提出案件 7 件

○公布（法律） 5 件

○法律案 1 件

○政令 29 件

○人事 9 件

○報告 2 件

○配布 1 件

いずれも，案件表のとおり，決定等となった。

議事内容：

○加藤国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、坂井副長官から御説明申し上げます。

○坂井内閣官房副長官：一般案件等について、申し上げます。まず、「科学技術・イノベーション基本計画」について、御決定をお願いいたします。本件につきましては、後程、井上大臣及び文部科学大臣から御発言があります。

次に、「総合特別区域基本方針」の一部変更について、御決定をお願いいたします。本件は、特区制度により実現すべき目標として、脱炭素社会実現のための再生可能エネルギーの更なる活用を追加する等、所要の変更を行うものであります。

次に、「福島復興再生基本方針」及び「復興特別区域基本方針の一部改定」について、御決定をお願いいたします。「復興特別区域基本方針の一部改定」は東日本大震災復興特別区域法の規定に基づき、規制や税制に関する特例の改正及び社会経済情勢の変化等を踏まえ、改定するものであります。「福島復興再生基本方針」につきましては、後程、復興大臣から御発言があります。

次に、「アルコール健康障害対策推進基本計画の変更」について、御決定をお願いいたします。本件は、アルコール健康障害対策基本法の規定に基づき、基本計画を変更するものであり、決定の上は、国会へ報告するものであります。

次に、「日米地位協定」第2条に基づく、米軍使用施設・区域の共同使用等について、御決定をお願いいたします。今回の案件は、沖縄県が河川改修工事を実施するため、同県金武町の「キャンプ・ハンセン」の一部土地を共同使用するもの等、計3件であります。

次に、恩赦2件について、御決定をお願いいたします。いずれも復権を行うものであります。

次に、「行政執行法人の常勤職員数に関する報告」について、御決定をお願いいたします。本件は、独立行政法人通則法に基づき、本年1月1日現在の行政執行法人の常勤職員数を国会に報告するものであります。

次に、「令和2年防衛省と民間企業との間の人事交流」に関する報告を国会に提出することについて、御決定をお願いいたします。本件は、官民人事交流法に基づき、同年における防衛省から民間企業への派遣が2件、民間企業から防衛省への採用が7件実施されたことを国会に報告するものであります。

次に、質問主意書に対する答弁書5件について、お手元の資料のとおり、御決定をお願いいたします。

次に、法律案について、御決定をお願いいたします。「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」は、安全保障の観点から、重要施設及び国境離島等の機能を阻害する土地等の利用を防止するため、基本方針の策定及び注視区域等の指定等の措置について定めるものであります。

次に、政令2件について、御決定をお願いいたします。まず、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令」

は、太陽光発電の入札制度における入札参加事業者の手数料の額を引き下げるものであります。

次に、「公害健康被害の補償等に関する法律施行令の一部を改正する政令」は、公害により健康被害を受けた認定患者に対する葬祭料の額等の改定を行うものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、大阪地方検察庁検事正田辺泰弘を検事長に任命すること、ネパール国駐箚大使西郷正道外1名を願いに依り免ずること、及び、特命全権大使藤村和広のキューバ国駐箚を免ずることを承認することについて、それぞれ御決定をお願いいたします。

次に、侍従長小田野展丈を願いに依り免じ、その後任に侍従次長別所浩郎を、その後任に元国土交通省国土政策局長坂根工博を、それぞれ任命することについて、御決定をお願いいたします。

次に、特命全権大使鈴鹿光次に、国際テロ対策・組織犯罪対策協力のための日本政府代表を命ずること外2件について、御決定をお願いいたします。

次に、人事官等9機関21名の任命につき、両議院の同意を求めることについて、お手元に配布しております資料のとおり、御決定をお願いいたします。

次に、裁判官人事といたしまして、判事に任命するもの外3件について、御決定をお願いいたします。

次に、津田内匠外657名の叙位又は叙勲について、御決定をお願いいたします。

次に、令和2年度第3・四半期における一般職の国家公務員等及び自衛隊員の再就職状況の報告があります。本件は、国家公務員法及び自衛隊法に基づき、管理職職員であった者等からの再就職に関する届出事項について内閣に報告するものであり、昨年10月から12月までの間になされた届出件数は、一般職の国家公務員等によるものは375件、自衛隊員によるものは40件となっております。

次に、件名外案件について、申し上げます。「円借款の供与に関する書簡」をインド及びウズベキスタンとの間にそれぞれ交換することについて、御決定をお願いいたします。インドとの書簡は、「ベンガルール・メトロ建設計画」外6件に約2,763億円を、ウズベキスタンとの書簡は、「新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援」に150億円を、それぞれ限度とする円借款を供与することについて、取り極めるものであります。なお、本日の書簡交換まで不公表といたしたいので、御了承をお願いいたします。

次に、準備のための案件といたしまして、年度内に公布を要する法律及びその関連政令等について、あらかじめ御決定をお願いいたします。これらは、当該法律等の成立を条件に、決定するもので、それまでの間不公表扱いとなりますので、御了承をお願いいたします。まず、「地方税法等の一部改正法」外4件の法律は、近く参議院本会議において、可決成立する予定であります。

次に、政令27件について、御決定をお願いいたします。まず、「内閣官房組織令の一部を改正する政令」は、国土強靱化の取組の加速化等のため、内閣審議官を新たに置く等の改正を行うものです。

次に、「子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令」は、「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」を受けて、小規模住居型児童養育事業の子ども  
の保育所等利用料を零にする等の措置を講ずるものであります。

次に、「地方税法施行令等の一部を改正する政令」は、固定資産税等に係る課税の特例に関する細目等を定めるものであり、「地方税法施行令の一部を改正する政令」  
は、地方税共通納税システムの対象となる特定徴収金に係る地方税について、固定  
資産税等の追加を行うものであります。

次に、「地方財政法施行令及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令  
の一部を改正する政令」は、標準財政規模の算定方法の特例等について、所要の規  
定の整理を行うものであります。

次に、所得税法等の一部改正法の関係政令19件について、申し上げます。「所得  
税法施行令」及び「法人税法施行令」の一部を改正する各政令は、外国税額控除等  
について所要の規定の整備を行うものであり、「相続税法施行令の一部を改正する  
政令」は、特定障害者に対する贈与税の非課税措置について、申告書を電磁的方法  
により提出できることとする等の措置を講ずるものであり、「消費税法施行令等の  
一部を改正する政令」は、母子健康法に規定する産後ケア事業を、消費税が非課税  
とされる社会福祉事業等として行われる資産の譲渡等に類するものの範囲に加え  
る等の措置を講ずるものであり、「国税通則法施行令の一部を改正する政令」は、特  
定納税管理人として指定できる法人と特定納税者との間の特殊の関係等を定める  
ものであり、「国税徴収法施行令の一部を改正する政令」は、差押調書等について立  
会人の押印を要しないこととする等の措置を講ずるものであり、「租税特別措置法  
施行令等の一部を改正する政令」は、給与等の支給額が増加した場合の特別税額控  
除制度等の細目を定めるものであり、「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等  
に関する法律の施行に関する政令の一部を改正する政令」は、年の中途での出国に  
当たり、確定申告に係る所得税に関して還付される金額がある場合、その年分の所  
得税の額から控除すべき源泉徴収税額等の計算方法等の細目を定めるものであり、  
「日米地位協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律施行令の一部を  
改正する政令」は、免税物品等の譲渡の申請書について、譲渡人及び譲受人の押印  
を要しないこととするものであり、「沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別  
措置等に関する政令の一部を改正する政令」は、沖縄県産酒類に対する酒税の軽減  
措置等を1年延長するものであり、「内国税の適正な課税の確保を図るための国外  
送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令の一部を改正する政令」は、財産債  
務調書の提出義務の判定の基礎となる所得税の還付申告書の範囲の細目等を定め  
るものであり、「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令の一部を  
改正する政令」は、適用額明細書の提出義務の対象となる法人税関係特別措置の範  
囲の見直し等を行うものであり、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の  
臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令」は、企業立地促進区域等にお  
いて適用される特別税額控除制度等の細目等を定めるものであり、「復興特別所得  
税に関する政令の一部を改正する政令」は、予納特別税額に係る還付加算金の額の

計算方法等に関する所要の整理を行うものであり、「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令」は、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に係る特例の対象となる住宅の新築取得等の契約期間等を定めるものであり、「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行令」は、軽減された過少申告加算税を課さない部分の税額の計算方法等を定めるものであり、「たばこ税法の一部改正に伴う経過措置に関する政令及びたばこ税法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令」は、押印を要しない手続等手持品課税に係る規定の整備を行うものであり、「法人税法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令」は、法人税の通算制度に対応するための租税特別措置の整備等を行うものであり、「沖縄振興特別措置法施行令の一部を改正する政令」は、こん包業を特定国際物流拠点事業から除外するものであります。

次に、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令」は、同法の適用対象となる給付金として社会福祉法に規定する交付金等を追加するとともに、廃止された給付金の規定を削除するものであります。

次に、「関税込率法等の一部改正法の施行に伴う関係政令の整備等政令」は、関税割当制度の適用物品に係る関税割当数量の改定等を行うものであります。

次に、「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部改正法の施行に伴う関係政令の整備政令」は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構がJR 2島貨物会社の所有する土地の処分等に係る業務を行う場合について、宅地建物取引業法等の適用を除外する等の措置を講ずるものである。

○加藤国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、井上大臣。

○井上国務大臣：「科学技術・イノベーション基本計画」について一言申し上げます。本計画は、科学技術・イノベーション基本法に基づき策定する5か年の計画です。自然科学と人文・社会科学の融合による「総合知による社会変革」と「知・人への投資」による好循環を起こし、ソサエティ5.0を実現します。また、政府の研究開発投資30兆円、官民合わせた研究開発投資120兆円の目標達成を目指してまいります。関係閣僚におかれましては、本計画を着実に実施するため、御協力をお願いいたします。

○加藤国務大臣：次に、文部科学大臣。

○萩生田国務大臣：「科学技術・イノベーション基本計画」について一言申し上げます。Society 5.0の実現のため、研究力を抜本的に強化することで、カーボンニュートラルの実現などの課題に対応していくことが不可欠です。文部科学省としては、関係閣僚とも協力し、博士後期課程学生を含む若手研究者への支援、自由で挑戦的な研究への支援、世界と伍する研究大学実現のための10兆円規模のファンドの創設など、本計画に掲げられた取組を加速してまいります。

○加藤国務大臣：次に、復興大臣。

○平沢国務大臣：今回の基本方針は、昨年の福島復興再生特別措置法の改正等を踏まえ、福島の復興及び再生に向けて政府が実施すべき施策に関する基本的な事項を明

らかにするものです。具体的には、移住・定住の促進、営農再開の加速化、風評被害への対応、福島イノベーション・コースト構想の推進、国際教育研究拠点の整備等の新たな取組等について盛り込んでおります。各大臣におかれては、より一層、福島の復興及び再生に向けて取り組んでいただきますよう、お願いいたします。

○加藤国務大臣：これをもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。まず、国土交通大臣。

○赤羽国務大臣：緊急事態宣言は解除されましたが、全国的にステージⅡ相当以下に収まっている状況にはなく、引き続き、各都道府県ごとの感染状況等について注視し、様子を見る必要があることから、全国規模での移動を前提とするG o T o トラベル事業の再開は、当面難しいと考えております。他方、感染状況等が落ち着いている地域においても、旅行需要の減少により、観光関連事業が深刻なダメージを受け、地域の経済と雇用への不安が高まっていることを受けて、27の県において、独自に宿泊割引等の観光需要の喚起策が講じられております。このような中、全国の多くの知事から、こうした県独自の取組に対して強力な支援を行って欲しいとの強い御要請をいただいております。国土交通省として、感染状況が落ち着いているステージⅡ相当以下とする都道府県が行う県内旅行の割引事業を財政的に支援することといたしました。具体的には、G o T o トラベル事業が再開するまでの間、ステージⅡ相当以下とする都道府県が、同一県内での旅行への割引支援を実施することを決定し、国による支援を希望する場合には、1人1泊当たり5,000円を上限として、国から補助金を交付します。また、旅行への割引支援と併せてクーポン等で土産物屋、飲食店、公共交通機関などの地域の幅広い産業に裨益する支援を実施する場合、1人1泊当たり2,000円を上限に追加して補助金を交付することといたします。4月1日以降、準備が整った都道府県から順次開始し、当面5月末まで実施することを基本とし、予算規模は総額で約3,000億円を予定しています。引き続き、地域の観光関連事業を適切に支援してまいります。

○加藤国務大臣：次に、農林水産大臣。

○野上国務大臣：G o T o イート事業については、現在、33県で実施されておりますが、これまで、都道府県においてステージⅠ・Ⅱでの実施を基本として判断されてきました。3次補正で確保されている追加予算も地方からの要望に十分応えられるものとなっておりますので、引き続き、都道府県において、各地域の感染状況を踏まえた判断に基づき事業を実施していただきたいと思います。その際、感染再拡大につながらないように、ガイドラインに沿って、感染症対策を講じるよう徹底してまいります。

○加藤国務大臣：次に、環境大臣。

○小泉国務大臣：昨日、私が議長を務め、内閣官房孤独・孤立対策担当室長を含む、関係府省庁の局長級が構成員の「熱中症対策推進会議」において、「熱中症対策行動計画」を初めて取りまとめました。今年の熱中症による死亡者数は概数で約1,400人でした。また、東京23区の死亡者は、約9割が高齢者、約9割が屋内、そのうち約9割が空調を使用していませんでした。熱中症は適切な対策で予防が可能

です。東京オリンピック・パラリンピック競技大会も見据え、かつ、孤独・孤立のまま熱中症で亡くなられることを防ぎ、夏に万全を期すために、今回、行動計画を策定いたしました。行動計画では、中期的な目標として、熱中症による死亡者数ゼロに向けて、できる限り早期に死亡者数年1,000人以下を目指し、顕著な減少傾向に転じさせることを掲げ、今年の夏の目標として、「熱中症警戒アラート」等に基づいて国民などによる適切な熱中症予防行動の定着を目指すことを掲げています。計画の実行にあたっては、関係府省庁が一体となって取り組むことが不可欠ですので、関係閣僚の皆様の一層の御協力をお願いします。

○加藤国務大臣：次に、内閣総理大臣から御発言がございます。

○菅内閣総理大臣：この度、内閣として国会に提出した、国民生活を支える重要な法律案及び条約に相次いで誤りが判明した。こうした誤り、特に、条文の誤りについては極めて遺憾である。これを受け、既に国会に提出した全ての法律案及び条約について再点検を行うよう指示し、その結果を昨日（25日）、衆・参両議院の議院運営委員会理事会に報告したところ。その内容は、既に判明していた法案等の誤りに加え、条文の誤りが3本の法律案において4件、参考資料の誤りが、18本の法律案において77件判明したということであり、所管府省庁等は13に及んでいる。今般の事案を重く受け止め、今後、実効性のある再発防止策を政府一丸となってしっかりと検討し、実行してまいりたい。各大臣、特に、誤りが判明した府省庁等におかれては、まずは今回の誤りが起きた原因の徹底究明と再発防止策の検討に全力を挙げていただきたい。

○加藤国務大臣：ほかに御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

閣議案件 〔 令和3年 〕 (金)  
3月26日

## ◎一般案件

資料あり

- 科学技術・イノベーション基本計画について  
(決定) (内閣府本府)
- 〃 ○ 総合特別区域基本方針の一部変更について  
(決定) (同上)
- 〃 ○ 福島復興再生基本方針について (決定)(復興庁)
- 〃 ○ 復興特別区域基本方針の一部改定について  
(決定) (同上)
- 〃 ○ アルコール健康障害対策推進基本計画の変更について (決定) (厚生労働省)
- 〃 ○ 「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」第2条に基づく施設及び区域の共同使用及び追加提供について (決定) (防衛省)
- 資料なし ☆ 恩赦について (決定) (内閣官房)

## ◎国会提出案件

資料あり

- 令和3年行政執行法人の常勤職員数に関する報告について (決定) (総務省)
- 〃 ○ 令和2年防衛省と民間企業との間の人事交流に関する報告について (決定) (防衛省)
- 〃 ○ {
  - 1. 参議院議員斎藤嘉隆 (立憲) 提出国務大臣, 副大臣及び大臣政務官規範に関する質問に対する答弁書について (決定) (内閣官房)
  - 1. 参議院議員松沢成文 (維新) 提出戦時中の中国人労務者に関する質問に対する答弁書について (決定) (外務省)



1. 衆議院議員源馬謙太郎（立民）提出今後の経済対策に関する質問に対する答弁書について（決定）（財務省）
1. 衆議院議員古本伸一郎（立民）提出待機児童の定義及びその解消のあり方に関する質問に対する答弁書について（決定）（厚生労働省）
1. 参議院議員塩村あやか（立憲）提出新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金に関する第3回質問に対する答弁書について（決定）（同上）

#### ◎法律案

資料あり  
資料あり

- 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案（決定）（内閣官房・内閣府本府）

#### ◎政令

資料あり  
資料あり

- 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（決定）（経済産業省）
- 〃 ○公害健康被害の補償等に関する法律施行令の一部を改正する政令（決定）（環境・財務省）

#### ◎人事

資料あり  
資料あり

- 検事田辺泰弘を検事長に任命することについて（決定）
- 〃 ○侍従次長別所浩郎を侍従長に任命し、侍従長小田野展丈を願に依り免ずることについて（決定）
- 〃 ○特命全権大使西郷正道外1名を願に依り免ずることについて（決定）

資料あり

○ 特命全権大使鈴木光次に国際テロ対策・組織犯罪対策協力のための日本政府代表を、水産庁増殖推進部長黒萩真悟外1名に日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の関係に関する協定及び漁業の分野における協力に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定に基づくロシア連邦の200海里水域における日本国の漁船によるロシア系さけ・ますの2021年における漁獲に関する日ロ政府間協議日本政府代表等を、外務省欧州局ロシア課長入谷貴之に漁業の分野における協力に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定に基づく日ソ漁業合同委員会第37回会議日本政府代表代理を命ずることについて（決定）

〃 ○ 坂根工博を侍従次長に任命することについて（決定）

〃 ○ 人事官等の任命につき、両議院の同意を求めることについて（決定）

〃 ○ 各府省幹部職員の任免につき、内閣の承認を得ることについて（決定）

資料なし

☆ 森義之外80名を判事等に任命し、判事補西愛礼を願に依り免ずることについて（決定）

資料あり

☆ 一橋大学名誉教授津田内匠外657名の叙位又は叙勲について（決定）

#### ◎ 報 告

資料あり

☆ 国家公務員法第106条の25第1項等の規定に基づく報告について（内閣官房）

〃 ☆ 自衛隊法第65条の11第5項の規定に基づく報告について（防衛省）

#### ◎ 配 布

☆ 月例経済報告（内閣府本府）

[○署名あり ☆署名なし]

件名外案件

〔令和3年  
3月26日〕（金）

◎一般案件

- 資料なし ○ {
- 1. 円借款の供与に関する日本国政府とインド政府との間の書簡の交換
  - 1. 円借款の供与に関する日本国政府とウズベキスタン共和国政府との間の書簡の交換
- について（決定）（外務省）

〔○署名あり ☆署名なし〕

◎公布（法律）

- 資料なし ☆
- 1. 地方税法等の一部を改正する法律（決定）
  - 1. 地方交付税法等の一部を改正する法律（決定）
  - 1. 所得税法等の一部を改正する法律（決定）
  - 1. 関税定率法等の一部を改正する法律（決定）
  - 1. 日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律（決定）

◎政令

- 資料あり
- 内閣官房組織令の一部を改正する政令（決定）  
(内閣官房)
  - 〃 ○子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令（決定）  
(内閣府本府・財務省)
  - 〃 ○地方税法施行令等の一部を改正する政令（決定）  
(総務・財務省)
  - 〃 ○地方税法施行令の一部を改正する政令（決定）  
(同上)
  - 〃 ○地方財政法施行令及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令の一部を改正する政令（決定）  
(総務省)
  - 〃 ○所得税法施行令の一部を改正する政令（決定）  
(財務省)
  - 〃 ○法人税法施行令の一部を改正する政令（決定）  
(同上)
  - 〃 ○相続税法施行令の一部を改正する政令（決定）  
(同上)
  - 〃 ○消費税法施行令等の一部を改正する政令（決定）  
(同上)

資料  
あり

- 国税通則法施行令の一部を改正する政令（決定）  
（財務省）
- 〃 ○ 国税徴収法施行令の一部を改正する政令（決定）  
（同上）
- 〃 ○ 租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令  
（決定）（同上）
- 〃 ○ 災害被害者に対する租税の減免，徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令の一部を改正する政令（決定）  
（同上）
- 〃 ○ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（決定）  
（同上）
- 〃 ○ 沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部を改正する政令（決定）  
（同上）
- 〃 ○ 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令の一部を改正する政令（決定）  
（同上）
- 〃 ○ 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令の一部を改正する政令（決定）  
（同上）
- 〃 ○ 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（決定）  
（同上）
- 〃 ○ 復興特別所得税に関する政令の一部を改正する政令（決定）  
（同上）
- 〃 ○ 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（決定）  
（同上）
- 〃 ○ 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行令（決定）  
（同上）

資料あり  
資料あり

- たばこ税法の一部改正に伴う経過措置に関する政令及びたばこ税法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（決定）（財務省）
- 〃 ○法人税法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令（決定）（同上）
- 〃 ○沖縄振興特別措置法施行令の一部を改正する政令（決定）（内閣府本府）
- 〃 ○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令（決定）（財務省）
- 〃 ○関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（決定）（財務・農林水産・経済産業省）
- 〃 ○日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（決定）（国土交通省）

[○署名あり ☆署名なし]